

災害補償規程兼給付表

あやはし海中ロードレース大会事務局
契約者名 実行委員長 佐久川 篤

証券番号

■災害補償規程

第1条 (本規程の目的)

本規程は、第4条に定める参加者等が、本規程の対象としているマラソン大会（以下「大会」といいます。）に参加中に被った傷病に対する給付内容を定めることにより、傷病を被った参加者等の救済を図ることを目的とします。

第2条 (給付内容および保険契約)

- (1) 本規程の給付内容は、別表のとおりとします。
- (2) 大会の主催者（以下「主催者」といいます。）は、本規程に基づく給付の原資を確保するために、引受保険会社をChubb損害保険株式会社とする団体総合補償制度費用保険を締結します。

第3条 (給付を行わない場合)

主催者は、参加者等または給付を受け取るべき者の故意または重大な過失による傷病、既往症のほか、別に定める原因による傷病に対しては給付を行いません。

第4条 (参加者等の範囲)

本規程での参加者等とは、主催者の作成、保管する名簿に記載され、次の各区分のいずれかに該当する者とします。

- ① 大会の参加者（主催者が指定するゼッケンをつけて大会に出走する者）
- ② 大会役員

第5条 (給付金の支払いによる損害賠償の減免)

主催者が給付金を支払ったときは、主催者は、支払った金額を限度として、参加者等に対する損害賠償の責を免れます。

第6条 (給付の請求手続き)

参加者等またはその給付を受け取るべき者が、本規程に基づく補償の給付を請求するときは、主催者が求める書類を提出しなければなりません。

第7条 (運営)

本災害補償規程は、主催者を事務局として運営します。

第8条 (発効日)

本規程は、特段の定めがない限り、第2条の保険契約の始期日から効力を有するものとします。ただし、継続契約の場合は第2条の保険契約の初年度の始期日から効力を有するものとします。

■別表 給付表（被補償者1名あたりの保険金額）

証券表示区分名

		傷 害 特 定 疾 病			
災害死亡補償給付金(*)		150	万円	150	万円
災害後遺障害補償給付金	1級 — 3級	150	万円	150	万円
	4級 — 6級	112.5	万円		
	7級 — 9級	75.0	万円		
	10級 — 12級	37.5	万円		
	13級 — 14級	18.8	万円		
障害手当金				15.0	万円
療養補償給付金	入院日額（限度日数180日）	2,000	円	2,000	円
	通院日額（限度日数90日）	1,000	円	1,000	円
その他の					
往復途上の補償		補償対象外			

特定疾病による後遺障害補償給付金については、以下の通り適用します。

・厚生年金保険法に基づく等級認定による場合

(*) 後遺障害補償給付金を支払った後に参加者等が死亡したときは、既に支払った後遺障害補償給付金の額を控除して、災害死亡補償給付金を支払います。

災 害 補 償 規 程 兼 給 付 表

証券番号	
------	--

■ 別表1（用語の定義）

用 語	定 義
傷 病	傷害または特定疾病をいいます。
傷 害	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。
特 定 疾 病	急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいいます。
災 害 死 亡	傷病の発生の日からその日を含めて180日以内の死亡をいいます。
後 遺 障 害	身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部欠損をいいます。
入 院	傷病の治療を直接の目的とする入院をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて入院限度日数以内の入院に限ります。
通 院	傷病の治療を直接の目的とする通院をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて180日数以内の通院に限ります。
参 加 中	参加者等が主催者の指定する場所に集合したときから主催者の管理下を離れたときまでをいいます。ただし、大会の参加者については、所定の出走手続きが完了するまでおよび主催者が行う閉会式が終了したとき以降は、参加中とみなしません。